

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析

令和5年3月22日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析について、委員間で討議するものである。

2. 概要

令和5年1月25日の第66回原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2023年版）（案）に対する科学的・技術的意見の募集の実施について了承された際に原子力規制委員会各委員から調査・分析の進め方について御発言があった。

さらに、同年3月15日の第82回原子力規制委員会において、杉山原子力規制委員会委員から調査・分析に関する委員間討議に係る御発言があったことから、委員間で討議いただきたい。

<別紙一覧>

別紙：杉山原子力規制委員会委員提出「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析の進め方について」

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析の進め方について

令和5年3月22日
原子力規制委員会 杉山 智之

第66回原子力規制委員会（令和5年1月25日）で示された東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2023年版）（案）に対するパブリックコメント募集において、本事故調査・分析（以下「事故調査」という。）の目的の明確化を求める意見が寄せられた。

本事故調査は、初期の活動が平成25年5月から平成26年7月まで行われ（東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会（以下、「検討会」という。）の開催日に基づく）、休止期間を経て、令和元年10月に再開されて現在に至る。この間、様々な機関による研究や廃炉作業の進展により知見の蓄積や現場へのアクセス性といった状況が大きく変わり、これに応じて事故調査の対象や進め方を模索しつつ進めてきた。令和5年度の事故調査を開始するにあたり、原子力規制委員会としての目的及び進め方を再定義することが必要と考え、検討のベースとして本資料を作成した。

1. 事故調査の目的及び基本的考え方

- (1) 事故調査の主目的は、①東京電力福島第一原子力発電所の現場から得られる最新情報を収集及び発信するとともに、②事故当時から現在までに実際に起こった事象のうち安全上重要と考えられるものについて理解を進めることとする。

現場から得られる新事実に予断無く向き合い、客観的な事実と現時点での検討結果を区別して残すことを基本方針とする。これは、事故の当事国としての責任に基づき、シビアアクシデントに関する新知見を国内外に発信し、後世に伝えることを重視するためである。本事故調査で得られる知見は東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業や他の原子力施設の安全規制に活用され得るものであるが、活用自体は事故調査の範囲外とし、また、特定の廃炉作業や安全規制への反映を目的として本活動を行うとの考えはとらない。

- (2) 本事故調査の2次的な目的は、①東京電力福島第一原子力発電所事故及びシビアアクシデントに係る多様な主体による調査・研究を活性化すること、②これを通して原子力安全に関する技術及び知識の水準の底上げを図ること

とする。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関心を持ち、貢献を望みながらも、最新情報へのアクセスを持たない研究者は多い。本事故調査は、情報発信によりこのような研究者の活動を促し、直接的あるいは間接的な関与の機会を提供するものである。なお、現在の事故調査は原子力規制委員会／規制庁が規制支援機関である JAEA 安全研究センターとの連携と大学との協力の下で進めており、さらに、OECD/NEA の国際共同研究プロジェクト“FACE”等を通して海外の規制／研究機関との協力も図っている。今後さらに多くの研究者／技術者を巻き込むことが重要と考えられる。

2. 事故調査の進め方

2-1. 現場情報の収集の重視

廃炉作業の進展や放射能の減衰などにより原子炉建屋などへのアクセス性が向上する一方で、事故時の状況を伝え得る物的証拠が失われつつある。このような認識から、本事故調査では、福島第一原子力発電所内の物理的な事故関連情報の収集／分析を重視する。すなわち、次項に示す調査対象の選定においては廃炉作業の工程や進捗を強く意識することとする。

なお、現場で採取される試料は将来的な追加分析に備えて長期保管されることが望ましいが、その実現には施設や費用の確保、管理体制の確立等が必要になる。この問題は原子力規制委員会で改めて議論することとする。

2-2. 調査対象の選定

事故調査活動の対象は、廃炉作業の進展等の日々変わり行く現場の状況に柔軟に対応しつつ、調査参加者やFACE参加機関の要望も考慮して選定し、定期的に見直すこととする。選定において優先すべきものは、格納容器ペDESTALのコンクリート健全性や水素滞留のように現在の安全確保に対する脅威となり得るもの、廃炉作業により物的証拠が失われつつあるもの、等である。選定に際しては、東京電力の調査または東京電力と他機関の共同調査により取得された情報も活用する。また、調査の技術的成立性や情報収集作業に伴う被ばくについても十分考慮することとする。

なお、一旦調査対象としたものは、一定の結果を得るまで、あるいは、さらなる進展が見込めないと判断されるまで継続することを原則とする。

2-3. 調査体制

原則として、以下に示す現行の体制を継続する。

- 事故調査の実施主体として、「事故調査チーム」を原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室（1F 室）に設置する。チームのメンバーは、本調査に關与する 1F 室員、技術基盤グループ、その他の部署の職員により構成される。原子力規制委員会は取りまとめを担当する審議官を指名する。また、事故調査チームは取りまとめの結果を原子力規制委員会に報告する。
- 事故調査チームは、東京電力に対して、情報提供、現場での情報収集の支援、その他の分析・解析等に係る協力及び検討会への出席を要請する。
- 事故調査チームは、規制支援機関である JAEA 安全研究センターに対して、事故調査活動全般に係る支援及び検討会への出席を要請する。
- 事故調査チームは、大学、研究機関、その他の機関に対して、必要と考えられる技術的支援及び検討会への参加を要請する。

これまでと同様、現場での情報収集は、東京電力の協力の下で可能な限り原子力規制委員会／規制庁が自ら実施することに努める。また、大学、研究機関等の關与を一層推進することとする。關与を促すため、予算措置等の研究支援を強化し、成果の論文化を奨励する。

2-4. 調査期間

事故調査活動の終了時期は当面定めない。原則として毎年経過報告として中間とりまとめを行うこととする。

以上